

厚生労働省発基 第 号
令和 2 年 6 月 1 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行令の一部改正

複数事業労働者休業給付、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者遺族年金及び複数事業労働者傷病年金について、同一の事由により支給される厚生年金保険法等に基づく年金たる給付との併給調整を行うため、所要の改正を行うものとする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の一部改正

労災保険率の算定に当たって、労災保険率の算定の基礎となる保険給付に要する費用の予想額の算定の基礎となる事項に複数業務要因災害に関する保険給付の種類ごとの受給者数及び平均受給期間を加えるとともに、複数業務要因災害に係る災害率を考慮するものとする。

第三・第四 (略)

第五 施行期日

この政令(第一及び第二に係るもの)は、雇用保険法等の一部を改正する法律(令和二年法律第十四号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年 月 日)から施行すること。